

鈴鹿市選管告示第 3 号

平成 3 0 年鈴鹿市選管告示第 8 号の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和 7 年 1 月 1 4 日

鈴鹿市選挙管理委員会委員長 前 田 和 己

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 条第 2 項の規定により次のとおり本市の区域を分けて投票区を設ける。		公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 条第 2 項の規定により次のとおり本市の区域を分けて投票区を設ける。	
なお、平成 2 9 年鈴鹿市選管告示第 1 0 号は、廃止する。		なお、平成 2 9 年鈴鹿市選管告示第 1 0 号は、廃止する。	
投票 区名	区域	投票 区名	区域
略	略	略	略
白子 第1 投票 区	南新町、北新町、築地、 稲荷、南市場、北市場、 新浜町、御殿町、名古、 野起、ハイレジデンス白 子、南西町、ラウムズ白 子、北名古、南名古、西 新町、パークシティ白 子、白子新生町一丁目、 白子新生町二丁目、白子 新生町三丁目、白子新生	白子 第1 投票 区	南新町、北新町、築地、 稲荷、南市場、北市場、 新浜町、御殿町、名古、 野起、ハイレジデンス白 子、南西町、ラウムズ白 子、北名古、南名古、西 新町、パークシティ白 子、白子新生町一丁目、 白子新生町二丁目、白子 新生町三丁目、白子新生

	町四丁目、白子新生町五丁目、白子駅前一番町、 <u>プレイズ白子駅前</u>		町四丁目、白子新生町五丁目、白子駅前一番町
略	略	略	略